

令和元年度 市勢功労者

市は11月25日、公共の福祉と市勢の進展に尽くし、功績を残した方々を表彰する市勢功労者表彰式を行い、令和元年度の市勢功労者4人の功績をたたえました。

自治功労者

くぼ たりよういち
久保田亮一さん（刈屋・76歳）

平成13年2月から平成30年6月まで、約17年の永きにわたり農業委員を務め、農地行政の適正な執行、担い手支援などにより、地域農業の振興と農業者の福祉の向上に尽力しました。



民生功労者

やまざき いুকこ
山崎郁子さん（西町・75歳）

平成7年12月から平成25年11月までおよび平成26年1月から平成28年11月まで、通算約21年の永きにわたり、民生委員・児童委員として地域住民の保護更正活動に尽力しました。



統計功労者

おわりすずこ
尾張鈴子さん（宮町・77歳）

平成2年に国勢調査員に任命されて以来、通算26年間、35回もの各種統計調査に携わり、その業務を的確に遂行し、統計業務の発展および調査業務の改善などに尽力しました。



治安功労者

いしむらひろよし
石村博義さん（重茂・77歳）

昭和44年5月に消防団に入団以来、37年余りの永きにわたり、火災予防および警戒活動を行い、地域住民の防火意識の高揚、分団の訓練指導などにより組織力強化に貢献しました。



宝くじの助成金が
地域の備品整備に
役立てられました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として自治会などのコミュニティ活動に対する助成を行っております。対象となる事業は、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業です。

令和元年度は、1団体が助成事業の採択を受け、活動に必要な備品を整備しました。

■実施内容 一般コミュニティ助成事業

①団体名 田鎖自治会

②助成金額 150万円

③助成内容 地域活動備品（音響器材（ワイヤレスアンプ・スピーカー・マイク・暗幕他）、刈払機、発電機他）の整備

■問い合わせ 市環境生活課協働安全係（☎9080）



台風19号で被災された方へ

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の減免について

市は、このたびの台風19号で被災した方の市県民税（個人）、国民健康保険税、介護保険料の減免について、次のとおり決定したのでお知らせします。

◆問い合わせ

【市県民税・国民健康保険税】市税務課市県民税係（市役所2階、☎9072）
【介護保険料】市介護保険課管理係（市役所1階、☎9085）

このたびの台風19号で被災し、市県民税（個人）などの納付が困難な場合は、減免となる場合がありますので、次のとおり申請してください。

申請は、市県民税（個人）、国民健康保険税、介護保険料を一括して受け付けます。

■受付場所／期間／時間 ▽市税務課（市役所2階）／12月16日（月）から ※土日を除く／午前8時30分～午後5時、▽田老総合事務所／18日（水）20日（金）／午前9時～午後4時30分

■対象 下記【表】のとおり
■用意する物 印鑑と【表】に記載の書類

なお、住宅に半壊以上の被害を受けた世帯に対する減免について、

11月29日までに「罹災証明書」の

交付を受けた世帯の人は、減免申請の必要はありません。11月30日以降に「罹災証明書」の交付を受けた世帯の人および、まだ「罹災証明書」の交付を受けていない世帯の人は減免申請をしてください。

※住宅の減免額より所得減少など、他の事由による減免額が大きい場合は、申請により減免額を変更することができます

※国民健康保険税、介護保険料は、世帯に変更のあった人や「罹災証明書」の申請日などによって、あらかじめ減免とならない場合がありますので、その際は申請をお願いいたします

【表】減免の対象と割合など

※市民税（個人）は、「主たる生計維持者」を「納税義務者」と読み替える

減免事由	減免割合	用意する書類
1 主たる生計維持者※が死亡した	全額免除	不要（転入などで、市が事実を確認できない場合のみ、確認のための戸籍謄本など）
2 主たる生計維持者※が重篤な傷病を負った	全額免除	罹災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
3 主たる生計維持者※（国民健康保険税については被保険者を含む）の行方が不明である	全額免除（国民健康保険税にかかる主たる生計維持者以外の被保険者の場合は、当該被保険者分のみ免除）	・遺族補償金や災害弔慰金などの支給を受けたことが分かる書類の写し ・第三者（事業主、病院長、民生委員など）の証明書
4 主たる生計維持者※の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（事業収入など）に減少が見込まれ、次の全ての要件（介護保険料は①③の2つの要件）に該当する ① 事業収入などのいずれか（介護保険は全て）の減少額（保険金、損害賠償などにより補てんされるべき金額を控除した額）が前年の10分の3以上である ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下である ③ 減少することが見込まれる事業収入などにかかる所得以外の所得の合計額が400万円以下である	減免額は各税（保険料）によって異なります	給与明細など、今年の収入を見込めるもの（不明の場合は、収入の状況を聞き取りますので、内容の分かる人が申請してください）
5 主たる生計維持者※が事業などを廃止または失業をした	全額免除	本人からの申出書または事業主からの解職証明書
6 住宅の全半壊または長期避難世帯となった	全壊または長期避難世帯は全額免除、大規模半壊または半壊は2分の1免除	罹災証明書

台風19号で被災された方へ

固定資産税の減免について

令和元年度分の固定資産税の税額のうち、10月12日以後に納期の末日を迎えるものについては、次の額を減額します。

詳しくは問い合わせください。

※減免を受ける場合には申請が必要ですが、罹災証明などで被災した土地および家屋と確認できているものについては、申請の必要はありません。

■台風による浸水など（※）により被害を受けた家屋とその敷地である土地の場合
「全額減免」

※「浸水など」とは、河川や下水路などの氾濫などによる浸水、土砂流入をいいます

■浸水などによる被害以外の「土地」の場合

【表1】のとおり

■浸水などによる被害以外の「家屋」の場合

【表2】のとおり

■被害を受けた「償却資産」の場合

【表3】のとおり

■問い合わせ

市税務課資産税係（市役所2階、☎9073）

【表3】

被害を受けた「償却資産」の場合

被害の程度	減免の割合
1 全壊、流失、埋没などで償却資産の原形をとどめない場合または復旧不能の場合	全額減免
2 主要構造部分が著しく損傷し、大規模修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
3 使用目的を著しく損じた場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
4 使用目的を損じ、修理または取り替えを必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

【表1】

浸水などによる被害以外の「土地」の場合

被害の程度（被害面積が当該土地の面積に対する割合）	減免の割合
10分の8以上	全額減免
10分の6以上10分の8未満	10分の8
10分の4以上10分の6未満	10分の6
10分の2以上10分の4未満	10分の4

【表2】

浸水などによる被害以外の「家屋」の場合

被害の程度	減免の割合
全壊	全額減免
大規模半壊	10分の8
半壊	10分の6

法人市民税の減免について

台風19号により、市内の事務所などに被害を受けた法人は、被害の程度に応じて法人市民税の均等割に減免を受けることができます。

■対象

10月12日から令和2年10月11日(日)までの間に、申告納付期限が到来する法人の市民税均等割

■損壊の程度／減免の割合

▽事務所などが全壊、大規模半壊または半壊の場合／全額減免

▽事務所などが一部損壊の場合／10分の5

■申請の方法

「法人市民税減免申請書」

に「宮古市発行の罹災証明書（写し）」を添えて申請してください。

■申請先・問い合わせ

市税務課市民税係（市役所2階、☎9072）

台風19号で被災された方へ

医療費の一部負担金、介護保険
サービス利用料を免除します

国民健康保険、介護保険の加入者は、医療機関、介護保険サービス事業所で窓口負担の免除を受ける場合、免除証明書が必要です。免除証明書の申請方法などは次のとおりです。

■問い合わせ

【国民健康保険】市総合窓口課国民健康保険係（市役所1階、☎9075）

【介護保険】市介護保険課管理係（市役所1階、☎9085）

■対象

10月12日に台風19号による被害を受けた事によって、【表】のいずれかに該当する市国民健康保険、市介護保険の加入者

▽【表】①に該当する人で、11月29日

までに罹災証明書の交付を受けた世帯の国民健康保険および介護保険加入者は、申請の必要はありません。12月中に証明書を郵送します。

※世帯に変更があった人や、罹災証明書の交付日などによって郵送の対象とならない場合がありますので、その際には申請をお願いします

▽【表】の①に該当する人で、11月30日以降に罹災証明書の交付を受けた場合／まだ罹災証明書の交付を受けていない場合／【表】②～⑤に該当する場合は、申請が必要です。

■受付場所／期間／時間

▽市総合窓口課、市介護保険課／12月16日(月)から(土日を除く)／午前8時30分～午後5時15分

▽田老総合事務所／12月18日(水)～20日(金)／午前9時～午後4時30分

■用意する物

国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、印鑑、【表】に記載の書類

※免除対象者で、すでに医療機関に一部負担金を支払った場合は、払い戻しの請求をすることができます。領収書、保険証、印鑑、振込先の口座が分かるものを持参し、市総合窓口課で申請してください

※介護保険サービス事業所に利用料を支払った場合の払い戻しについては、市介護保険課にご相談ください

【表】対象・必要書類一覧

対象	必要書類	
①住宅が半壊以上の被害を受けた方	・罹災証明書	
②世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方	【死亡の場合】 ・不要（転入などで市が事実確認できない場合のみ、確認のための戸籍謄本など）	【重篤な傷病の場合】 ・罹災により1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
③世帯の主たる生計維持者の行方が不明な方	・遺族補償年金などの支給決定通知書の写し ・左記理由により、災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し ・第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員など）の証明書	
④世帯の主たる生計維持者（介護はサービス利用者を含む）が業務を廃止し、または休止した方	・公的に交付される書類のうち、事実確認が可能なもの（税務署に提出される廃業届、異動届の写しなど） ・事業主などによる証明書（公的に発行される書類での確認が困難な場合）	
⑤世帯の主たる生計維持者（介護はサービス利用者を含む）が失職し、現在収入がない方	・雇用保険受給資格者証（災害による離職） ・事業主などによる証明書（公的に発行される書類での確認が困難な場合）	

台風19号で被災された方へ

後期高齢者医療一部
負担金・保険料の減
免について

台風19号により被災した後期高齢者医療制度加入者の医療費の一部負担金や後期高齢者医療保険料の減免などについて、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

■問い合わせ

・市総合窓口課医療給付係（市役所1階、☎9076）
・岩手県後期高齢者医療広域連合（☎019・606・7500）

■対象【表1】【表2】のとおり

■受付場所 市総合窓口課医療給付係

■用意する物 被保険者証、印鑑および【表1】【表2】に掲げる書類

■申請方法

▽11月29日までに罹災証明書（半壊以上）の交付を受けた人に申請書を郵送します。記入・押印のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

▽罹災証明書の交付日が11月30日以降の人や、住宅の被災以外の事由に該当する人は、必要書類を添えて、受付場所まで申請してください。

※一部負担金免除対象者で、すでに医療機関などに一部負担金を支払い済みの場合は、還付申請も併せて受け付けます

【表1】医療費の一部負担金減免の対象と必要書類

減免事由	必要な書類
①住家の全壊、大規模半壊または半壊	▷罹災証明書
②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病	▷死亡診断書 ▷医師の診断書 など
③主たる生計維持者が業務を廃止または休止	▷公的機関への休業・廃止届書 など
④主たる生計維持者が失職し、収入なし	▷雇用保険の受給資格証 ▷事業主等による証明 など
【①～④共通事項】 ・減免割合：100% ・免除期間：10月12日から令和2年1月31日（金）診療分まで ・申請期限：令和2年1月31日（金）（還付申請は令和2年2月29日（土）まで） ※支払い済みの医療費一部負担金の還付を申請する場合は、振込先の口座が確認できるものを添付してください ※東日本大震災の被災により現在免除を受けている方は、申請不要です ※平成28年台風第10号豪雨災害の被災により現在医療給付を受けている方は、申請が必要です	

【表2】保険料の減免対象と必要書類

減免事由	減免割合	必要な書類
①主たる生計維持者の住家が全壊	100%	▷罹災証明書
②主たる生計維持者の住が大規模半壊または半壊	50%	
③主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病	100%	▷死亡診断書 ▷医師の診断書 など
④主たる生計維持者が業務を廃止または失業	100%	▷公的機関への休業・廃止届書 ▷雇用保険の受給資格証 ▷事業主等による証明 など
⑤主たる生計維持者の事業収入などにおける損失額が、前年の事業収入などの30%以上、かつ、前年中の合計所得が1,000万円以下	前年中の合計所得（1,000万円以下に限る）に応じて20%～100%	▷後期高齢者医療保険料徴収猶予・減免調査書（世帯全員の前年所得額、今後の所得見込額と、保険金や共済金等の補てん額をご記入いただきます）
【①～⑤共通事項】 ・減免対象：令和元年度の納期未到来分の保険料 ・申請期限：令和元年度納期限前 ※減免事由により減免割合が異なりますので、複数の減免事由に該当する場合は受付場所でも相談してください		

※住家とは、被災時に現に居住していた住宅又は家財をいいます。居住していない倉庫、小屋、別荘、過去に住んでいた住宅は該当しません（【表1】、【表2】共通）

台風19号で被災された方へ

障がい福祉サービスなど利用料を免除します

■対象者 居宅介護など、補装具、自立支援医療（更生医療・育成医療）、地域生活支援事業といった障がい福祉サービスなどの利用者で、利用料（自己負担）が発生し、台風19号災害により次のいずれかの要件に該当する人

大規模半壊・半壊

【収入減少】収入の減少額が被災前収入の10分の3以上

※免除を受けるための必要な手続きについては問い合わせください

【問い合わせ】市福祉課障がい福祉係（市役所1階、☎68-9135）

■対象 ①農作物の生産および生産した農作物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕、②農業用機械および生産した農作物の加工に必要な機械の取得・修繕

【災害損失】家屋が全壊・大規模半壊・半壊

農業用施設・機械に被害を受けた農業者への支援事業を行います

■対象 ①農作物の生産および生産した農作物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕、②農業用機械および生産した農作物の加工に必要な機械の取得・修繕

■留意点 再建や取得は、被災前の施設などと同種・同規模・同機能のものに限ります。

■その他 すでに復旧済みの場合でも被害を受けた日以降の取り組み・着工であれば対象となりますが、復旧前後の写真、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書などの証拠書類が必要です。

■申請期限 12月25日（水）

■問い合わせ 市農林課農政係（☎市役所2階、☎68-9094）

■助成率 ①については国が園芸施設共済加入の場合で最大2分の1、未加入の場合で最大10分の3、残りを県と市が一部負担

②については、見込みで国が2分の1、県と市が6分の1（自己負担は6分の1）

「東日本大震災」「平成28年台風10号豪雨災害」の被災者の皆さんへ

医療費の一部負担金などの免除期間を延長

一定の要件を満たした被災者の方で次の支援措置を受けている方への支援を延長します。

- ①国民健康保険の一部負担金の免除
- ②後期高齢者医療の一部負担金の免除・助成
- ③介護サービス利用料の免除
- ④障がい福祉サービスなどの利用料の免除
- ⑤学童の家などの使用料の免除【平成28年台風10号のみ】

令和2年12月31日（木）
まで期間延長!!

①国民健康保険の一部負担金の免除について

②後期高齢者医療の一部負担金の免除・助成について

■対象者 国民健康保険の加入者または後期高齢者医療保険の加入者で、東日本大震災あるいは平成28年台風10号豪雨災害により「家屋の全半壊」「生計維持者の死亡または行方不明」などのため医療費の一部負担金を免除または助成されている人

※免除対象者には12月中に証明書を郵送しますので、あらためて申請する必要はありませんが、震災を理由に業務の休廃止や失職をした人は申請が必要です

■問い合わせ 市総合窓口課国民健康保険係（☎68-9075）、同課医療給付係（☎68-9076）

③介護サービス利用料の免除について

■対象者 介護保険の加入者で、東日本大震災あるいは平成28年台風10号豪雨災害により「家屋の全半壊」「生計維持者の死亡または行方不明」などのため介護サービス利用料を免除されている人

※対象者には新しい認定証を12月中に郵送しますので、あらためて手続きする必要はありません。ただし、免除要件に該当しなくなった場合は届け出をしてください

■問い合わせ 市介護保険課管理係（☎68-9085）

④障がい福祉サービスなどの利用料の免除について

■対象者 居宅介護など、補装具、自立支援医療（更生医療・育成医療）、地域生活支援事業といった障がい福祉サービスなどの利用者で、利用料（自己負担）が発生し、東日本大震災あるいは平成28年台風10号豪雨災害により次のいずれかの要件に該当する人

【災害損失】家屋が全壊・大規模半壊・半壊

【収入減少】収入の減少額が被災前収入の10分の3以上
※免除を受けるための必要な手続きについては問い合わせください

※免除期間は令和2年12月サービス利用分までとなります

■問い合わせ 市福祉課障がい福祉係（☎68-9135）

⑤学童の家などの使用料の免除について

【平成28年台風10号豪雨災害の被災者のみ】

■対象者 学童の家、児童館、へき地保育所を利用する児童が居住する世帯で、平成28年台風10号豪雨災害による被害を受け、学童の家などの使用料の免除を受けている人

※あらためての手続きは不要です

■問い合わせ 市こども課子育て支援係（☎68-9084）

みんなの力で地域を創る 令和2年度地域創造基金事業募集

「宮古市地域創造基金」は、地域における住民の連帯強化および地域の振興を図り、市民の一体感の醸成に資する事業に対し、その事業経費を助成する制度です。

事業	事業内容
▽各地域自治区の住民の連帯強化に資すると認められる事業	①地域の自主的な活動、②地域のイベント、③自治会などの組織づくりおよび活動支援、④自主防災組織づくりおよび活動支援、⑤その他地域協議会が必要と認める事業
▽各地域自治区の地域の振興に資すると認められる事業	①地域自治区の振興に資するイベント、②地域文化の伝承など、③地域づくり団体などの育成支援、④その他地域協議会が必要と認める事業

■事業実施時期 令和2年4月1日(水)～令和3年3月20日(土)

■応募資格 市内に所在する団体(自治会、実行委員会など)

■応募期限 令和2年1月10日(金)

■応募方法 各地域自治区事務所に備え付けの申請書に所要事項を記載し、持参または郵送で申し込みください。また、事業内容などについての相談にも応じます。

※申請書は市のホームページ(<https://www.city.miyako.iwate.jp/kikaku/chii-kisozokikin.html>)からダウンロードできます。

■留意事項 ①地域協議会での審査を経て、採択となります。

②応募状況によっては、年度途中で再募集します。

③予算上限がありますので、予算がなくなり次第終了となります。

■申し込み

▽宮古地域自治区(市企画課企画調整係、市役所4階、〒027・8501住所不要、☎689064)

▽田老地域自治区(市田老総合事務所地域振興係、〒027・0301田老字館が森129の2、☎872111)

▽新里地域自治区(市新里総合事務所地域振興係、〒028・2101茂市2の112の1、☎2111)

▽川井地域自治区(市川井総合事務所地域振興係、〒028・2302川井2の186の1、☎2111)

宮古地区広域行政組合【事務局技術職員】を募集します

- 募集職種 技術職員(初級機械)
- 業務内容 ごみ・し尿処理およびリサイクル施設全般の管理
- 採用予定人数 1人
- 第1次試験日時 令和2年1月26日(日)午前10時
※最終試験は2月中旬ごろ実施
- 試験場所 宮古地区広域行政組合事務局
- 受験資格 平成元年4月2日以降に生まれた人で、高校卒業以上の学歴を有する人
※その他欠格事項あり。詳しくは要項を確認してください
- 申し込み方法 受験申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送
※申込用紙および試験要項は12月16日(月)から、宮古地区広域行政組合事務局、市総務課(市役所4階)、田老・新里・川井の各総合事務所、山田町・岩泉町・田野畑村の各役場で配布するほか、組合ホームページ(<http://www.miyako-kouiki.jp>)からもダウンロードできます
- 申込受付期間 12月16日(月)～令和2年1月10日(金)午後5時15分
※土日および12月30日(月)～令和2年1月3日(金)を除く
- 申し込み 宮古地区広域行政組合事務局総務課庶務係(〒027-0058千徳14の121の5、☎64-2011)

みやこの鮭大漁祈願祭

例年開催している「元祖宮古鮭まつり」が鮭の不漁により中止となりました。豊漁を祈願して鮭づくしのイベントを開催します。

- 日時 12月22日(日)午前11時～午後2時30分
- 場所 宮古駅前広場
- 内容 ▷パンチ佐藤トークショー＝午前11時15分・午後1時30分、▷サーモンくん・みやこちゃん写真撮影会＝正午、▷餅まき＝正午・午後2時、▷無料お振る舞い 鮭汁(先着150人)、甘酒(先着200人)＝午後0時30分、▷お楽しみ抽選会＝午後1時15分、▷黒森神楽＝午後1時45分 ほか
- 特記事項 ▷宮古鮭まつり小学生図画コンクール入賞作品を展示(イーストピアみやこ2階)▷鮭関連商品の販売
- 問い合わせ 一般社団法人宮古観光文化交流協会(☎62-3534)



昨年の「元祖宮古鮭まつり」の鮭汁お振る舞いの様子

健康プラザ

宮古保健センター（イーストピアみやこ内、☎64-0111）／田老保健センター（☎87-2975）／新里保健センター（☎72-3500）／川井保健センター（☎76-2036）／宮古保健所（☎64-2218）／こども救急相談電話（午後7時～11時、☎019-605-9000、携帯電話からは#8000）

健康相談日程

血圧測定、尿検査、個別相談などを行います。気軽にお越しください。

■問い合わせ 各保健センター

地域	期日	時間	場所	講座など
田老	12/23 (月)	13:30～14:30	神田地区集会施設	▶骨密度測定（※1） ▶講話「糖尿病予防について」
	12/26 (木)	13:30～14:30	大平地区消防屯所 (29分団)	▶体組成計による筋肉量、脂肪量などの計測（※1、※2） ▶講話「糖尿病予防について」

（※1）素足になれる服装でお越しください

（※2）ペースメーカー埋め込みの人は使用できません

子どもの健康診査・相談日程

対象者には個人通知をしていますが、まだ受診していない人は、都合の良い日程で受診しましょう。

■問い合わせ 各保健センター

種類	対象児	期日	受付時間
1歳児《相談》	平成30年11月生まれ 平成30年12月生まれ	1/8(水)	9:00～ 9:15
	平成30年12月生まれ 平成31年1月生まれ	1/29(水)	
1歳6カ月児（診査）	平成30年6月生まれ	1/8(水)	13:00～13:15
	平成30年6月生まれ 平成30年7月生まれ	1/22(水)	
2歳児《相談》	平成29年12月生まれ 平成30年1月生まれ	1/15(水)	9:00～ 9:15
2歳6カ月児《相談》	平成29年5月生まれ 平成29年6月生まれ	1/22(水)	9:00～ 9:15
3歳児（診査）	平成28年9月生まれ	1/15(水)	13:00～13:15
	平成28年9月生まれ 平成28年10月生まれ	1/29(水)	

男の筋力アップ運動教室

市では、市民の皆さんが地域で元気に暮らすことができるよう、介護予防事業に取り組んでいます。みんなで楽しくプチ講義を受けたり、健康運動指導士による運動指導を受けたりしてみませんか？

■期日 令和2年1月22日(水)～3月25日(水)の毎週水曜日、全10回

■時間 午後1時30分～3時30分

■場所 イーストピアみやこ2階運動スタジオ

■内容 専門職による介護予防プチ講義と健康運動指導士の運動指導

■対象／定員 市内在住の65歳以上の男性／先着30人

■参加料 無料

■用意するもの 飲み物、タオル、上履き、運動しやすい服装

■申し込み方法 申し込み先に電話

■その他 途中からの参加も可能です

■申し込み 市介護保険課地域包括支援センター（☎68-9086）

産前・産後サポート事業 「すまいるママサロン」

相談や仲間づくりなど、妊産婦さんのサポートを目的としたサロンです。

■期日 12月24日(火)

■時間／内容 ①午前10時～正午／助産師健康相談（血圧測定や乳児体重測定、育児相談など）②午後1時～3時／離乳食教室（後期）

※①は定員なしで申し込み不要です。②は定員10人ほどで12月19日(木)までに申し込みが必要です

■場所 ①イーストピアみやこ2階和室②宮古保健センター

■対象 妊婦、産後1年未満の産婦と乳児

■持ち物 母子健康手帳

※②に参加する人はエプロン、三角巾、おんぶひも、バスタオル

■申し込み 宮古保健センター（☎64-0111）

小学生の冬休み おやつクッキング

■日時 1月7日(火)午後1時～3時30分

■場所 宮古保健センター

■内容 調理実習①宮古産いちご使用「クレープ」、②郷土のおやつ「豆すつとぎ」

■対象 小学3年生から6年生

■定員 先着15人

■参加料 200円

■用意する物 エプロン、三角巾、上履き

■申込受付開始日 12月19日(木)午前10時

■申し込み 宮古保健センター（☎64-0111）

※記事掲載を希望する場合は、市秘書広報課広報係(☎68-9065)まで問い合わせください。
 広報1月15日号の原稿締め切りは12月17日(火)です

北上山地民俗資料館

▼冬休み工作教室「網代組み」・「平組み」小物入れ作り教室

●日時 1月10日(金)午前10時30分～正午 ●場所 川井生涯学習センター ●対象 小学生
 ●定員 先着10人 ●参加料 100円(材料代) ●申込期限 12月27日(金) ●申し込み 北上山地民俗資料館(☎762167)

姉ヶ崎サン・スポーツランド

▼新春プール開き式

●日時 1月5日(日)午前10時15分～45分 ●場所 姉ヶ崎サン・スポーツランド ※参加者は当日のプール利用料は無料
 ●問い合わせ 姉ヶ崎サン・スポーツランド(☎6323) ※12月28日(土)～1月4日(土)までは休所

中央公民館分館

▼初心者向け水引アクセサリー体験

●日時 1月18日(土)午前10時～正午 ●場所 イーストピアみやこ創作スタジオ ●対象 一般 ●定員 先着10人 ●参加料 500円(材料代) ●用意する物 眼鏡(必要な人)
 ●申込受付期間 12月17日(火)～1月10日(金) ●申し込み 中央公民館分館(☎4700)

山口公民館

▼小正月行事「みずき団子を作ろう！」

●日時 1月12日(日)午前10時～午後1時 ●場所 山口公民館 ●内容 みずき団子作り、餅つき、会食など ●対象 小学生以下 ※保護者同伴 ●定員 子ども先着20人 ●参加料 無料 ●申込受付開始日時 12月17日(火)午前9時 ●申し込み 山口公民館(☎3670)

シートピアなあと

▼個人向け冬休み工作教室

●期日 1月4日(土)、5日(日) ●時間 午前10時～正午、午後1時～3時 ●内容 木工工作、クラフト工作 ●対象 小学生 ●申し込み方法 当日会場にて先着順 ●参加料 500円(材料代)
 ▼新春小田代直子歌謡ショー
 ●日時 1月2日(木)午前11時～出演 小田代直子(司会 藤原美以子)

《共通》 ●場所・問い合わせ シートピアなあと(☎73100)

県立水産科学館

▼鮭革細工教室

●期日 1月13日(月)午前10時～正午 ●内容 名めした鮭の革で、カードケース・フォトフレーム・ストラップ作り ●定員 先着20人 ※小学生以下は保護者同伴可 ●参加料 500円(千円(材料代)) ●申込期限 1月10日(金) ●場所 問い合わせ 県立水産科学館(☎5353)

開催・募集など

▼宮古港出崎地区緑地施設配置計画説明会および意見交換会

●日時 12月21日(土)午後1時30分～3時30分 ●場所 シートピアなあと研修ホール ●定員 先着20人程度 ●申込期限 12月20日(金)午後5時 ●申し込み 県宮古土木センター 河川港湾課(☎0031)

▼冬のビクターセンタークラフト体験・キャンドル作り

●期日 12月21日(土)～28日(土) ●日時 12月21日(土)～28日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時 ●対象 一般 ※小学生以下は保護者同伴 ●定員 各回20人 ●参加料 500円(保険料・材料費) ●場所・問い合わせ 浄土ヶ浜ビクターセンター(☎1690)

▼宮古市子ども食堂支援者研修会

●日時 12月22日(日)午後1時～4時 ●場所 イーストピアみやこ多目的ホール ●講師 特定非営利活動法人

Learning for All・楠正子 ●対象 子ども食堂に興味・関心のある人 ●申込締切日 12月20日(金) ●申し込み 宮古市社会福祉協議会くらしネットみやこ・大槌(☎67046) ●kurashi-net@miyako-shakyo.or.jp

▼2020新春・第17回みやこ走り初め&ウォーク

●日時 1月1日(水)午前9時30分集合 ●集合場所 イーストピアみやこ前 ●コース イーストピアみやこ前・横山八幡宮・花輪橋方面 ※折り返し点は自由 ●問い合わせ みやこサーモランナーズ・岩間(☎090・7529・5422)

職業能力開発セミナー

《シーケンス初級》 ●研修期日 1月16日(木)、17日(金) ●定員 10人 ●受講料 無料 ●申込期限 1月8日(水)

《エクセル応用》 ●研修期日 1月21日(火)、22日(水) ●定員 15人 ●受講料 1870円 ●申込期限 1月14日(火)

《シーケンス中級》 ●研修期日 1月23日(木)、24日(金) ●定員 10人 ●受講料 無料 ●申込期限 1月15日(水)

《シーケンス上級》 ●研修期日 1月30日(木)、31日(金) ●定員 10人 ●受講料 無料 ●申込期限 1月22日(水)

《共通》 ●時間 午前9時～午後4時 ●場所・問い合わせ 県立宮古高等技術専門校(☎5606)

▼赤い羽根じぶんの町を良くする活動応援事業(一般公募助成)

《令和2年度事業の募集》 ●応募期間 12月15日(日)～1月15日(水) ●対象団体 市内に拠点を置く民間団体・グループ(町内自治会、ボランティア団体、NPO法人など) ●助成総額 80万円(一団体あたりの上限なし)

《説明会》

●日時 12月23日(月)午後6時 ●場所 市総合福祉センター ●申し込み 宮古市社会福祉協議会地域福祉課・中村、小野寺(☎027・0038 小山田二丁目9の20、☎73061)

【お詫びと訂正】

広報12月1日号19頁に掲載した、12月22日(日)開催予定の「カラオケ紅白歌合戦参加者募集」における申し込み電話番号は、正しくは「090・5184・4291」でした。お詫びして訂正します。

kakunin.html)から登録してください。
※火災に関する情報は、宮古地区広域行政組合消防本部で配信している「宮古地区消防防災情報」に登録してください

■コンテンツ名 防災みやここうほう

■問い合わせ 市危機管理課防災係 (☎68-9111)

県民手帳、県能率手帳の 2020年版を販売しています

総務課

●県民手帳（サイズ＝14㌘×8.5㌘、色＝キャメル）／700円（税込）

●県能率手帳（サイズ＝14.4㌘×9.5㌘、色＝ブラック）／800円（税込）

■市内の販売店 宮古市職員生協（市役所別館2階）、各総合事務所・出張所、市内書店、DCMホームマッ

ク市内店舗、ジョイス宮古千徳店

■問い合わせ 市総務課統計係 (☎68-9063)

離職者等資格取得訓練・就業支援 事業「パソコン基礎科」受講生募集

宮古職業訓練協会

宮古市離職者等資格取得訓練・就職支援事業の受講生を募集します。
詳しくは問い合わせてください。

■実施期間 令和2年1月15日(水)～3月13日(金)

■時間 午前9時～正午

■取得資格 コンピュータサービス技能評価試験（表計算部門3級）

■対象 宮古市民（離職者優先）

■募集期限 令和2年1月7日(火)

■問い合わせ 宮古職業訓練協会 (☎63-6688)

図書館からの お知らせ

市立図書館 (☎62-2414)、田老分室 (☎87-2976)、
新里分室 (☎72-2019)、川井分室 (☎76-2167)

■休館日 月曜日、12月29日(日)～令和2年1月3日(金)

※市立図書館・川井分室は1月13日(月)は開館し、14日(火)に休館します

■開館時間 午前9時～午後5時

※市立図書館のみ水～土曜日（祝日は除く）は午後7時まで開館しています

移動図書館車「なぎさ号（宮古地域）」運行日程

期日	場 所	駐車時間	期日	場 所	駐車時間
12月25日 1月8日(水)	旧愛宕小学校 鉾ヶ崎小学校正門前 市営港町住宅 田鎖公民館前 花輪農村文化伝承館前 松山・松山荘前	10:00～10:30 10:50～11:15 11:25～11:40 13:40～14:00 14:10～14:30 14:45～15:30	12月18日 1月15日(水)	長根・東北電力宮古アパート前 近内消防屯所前 太田・県職員千徳宿舍前 日の出町・市営住宅1号棟前 佐原地区センター前 佐原・市営住宅前	9:50～10:20 10:30～10:50 11:00～11:20 13:40～14:10 14:25～14:55 15:00～15:30
12月26日 1月9日(木)	宮園自治会センター ジョイス駐車場 根市・雲南沢入口 花原市・華厳院前	11:00～11:30 13:30～14:15 14:30～14:50 15:00～15:20	12月19日 1月16日(木)	上村地区会館付近 磯鶏駅前 三社タクシー磯鶏営業所付近 高浜・村上氏宅前 津軽石・藤畑公民館前 津軽石・清寿荘前	9:50～10:20 10:30～11:00 11:10～11:40 13:50～14:10 14:30～14:45 14:55～15:40
12月27日 1月10日(金)	藤の川・上野商店付近 国土交通省官舎前 長根・青猿神社付近 市営近内住宅 西ヶ丘二丁目県営住宅駐車場	10:30～10:50 11:00～11:30 13:40～14:00 14:15～14:35 14:50～15:40	12月20日 1月11日(金)	津軽石駅前 津軽石学童の家前 津軽石・新町公民館付近 八木沢・市営住宅駐車場 八木沢・元ショッピング駐車場 藤原公害試験室前	10:00～10:30 10:40～11:00 11:10～11:40 13:30～13:45 13:55～14:10 14:25～14:40
1月11日(土)	県営磯鶏アパート 赤前・柳澤商店付近 重茂・里 笹見内・河原商店付近 小角柄・佐々木商店付近	10:40～11:10 11:30～11:50 13:30～14:00 14:15～14:35 14:50～15:10	12月21日 1月4日(土)	生協西ヶ丘店前 にしがおか公園付近 崎山・16分団屯所付近 崎山小学校 女遊戸・前川酒店前 赤坂ヘリポート付近	10:00～10:30 10:45～11:40 13:40～14:00 14:10～14:30 14:45～15:05 15:20～15:40

おめでたおくりやみ

11/16～11/30(届け出順・敬称略)

生まれた赤ちゃん

堀合将生(まさき) 板屋三丁目(北斗)
前川流明(りゅうめい) 女遊戸(裕弥)
畠山桃鈴(かりん) 養目(大輔)
山口凌雅(りょうが) 養目(幸一)
岡澤茜凜(あかり) 近内四丁目(佑哉)
漆田七星(ななせ) 山口三丁目(陸)
大村奏汰(かなた) 宮町一丁目(清志)
鈴木善太(ぜんた) 佐原一丁目(健太)

♡結婚したお二人♡

畠山郁弥・菊池あゆ美＝磯鶏西
佐々木知哉・上部桂子＝近内二丁目
板倉悠悟・澤田 空＝宮園
大久保 駿・山崎麗羅＝崎山二
今村祐貴・佐々木 雅＝西ヶ丘四丁目
青笹 諒・山崎 恵＝藤原一丁目
馬場貴大・才無左映美＝下在家
山崎稜介・山口早弥＝小角柄

■亡くなった方■

八重樫 悦 (74) 日の出町
菊地政男 (85) 藤原上町
前川ミサ (91) 大付
中嶋富雄 (93) 新町下(津軽石)
齋藤チヤ (91) 上村二丁目
伊藤京子 (69) 藤畑
中里久美江 (84) 片巢
川内次男 (92) 川内
佐々木エイ (94) 佐羽根
山本猛夫 (84) 重津部
木村ヨイ子 (82) 追切
千葉キヨミ (98) 小堀内
巢内キヌエ (91) 川井
三田地恭平 (83) 太田二丁目
高橋辰雄 (79) 川内
豊間根盛行 (72) 長根四丁目
日戸忠治 (91) 光岸地
山下敬市 (61) 金浜1
駒米スエ (70) 田の神二丁目
金澤賢二 (82) 藤の川
三浦順子 (82) 日の出町
金澤テル (98) 港町
大類房子 (79) 長沢一
三上キヌ (91) 和見町
相良ミヤ (79) 佐原一丁目
田代カヨ (89) 和見町
伊藤 章 (85) 小山田二丁目
佐々木 巖 (94) 八木沢一丁目
山根タイ子 (86) 赤前上
館下和子 (80) 新町上(津軽石)
中村リウ (89) 八木沢四丁目
伊東イシ (93) 花輪三

※届け出の際、広報への掲載を希望した場合に載せています

宮古市役所 ☎62-2111
(宮町一丁目1の30、イーストピアみやこ内)
田老総合事務所 ☎87-2111
新里総合事務所 ☎72-2111
川井総合事務所 ☎76-2111

東日本大震災の被災者へ 義援金を交付します 市環境生活課

宮古市災害義援金は、昨年配布した時と同じ対象者・同じ口座に振り込みますので、あらためて申請手続きをする必要はありません。
※振り込み先の口座に変更がある場合のみ、下記の問い合わせ先に連絡してください

■交付内容

①東日本大震災の被災者の方

義援金の種類	死亡・行方不明	住宅の全壊	住宅の半壊(※)
単位	1人	1世帯	1世帯
国・県など	6,000円	6,000円	4,000円
市	2,000円	2,000円	1,000円
合計	8,000円	8,000円	5,000円

※大規模半壊を含む

②振込日 12月25日(木)

■問い合わせ 市環境生活課被災者支援室 (☎68-9109)

宮古市総合計画案に対する意見を募集します 市企画課

皆さまの声を聞きながら市のまちづくりの指針となる計画を作成しています。計画案に対する意見を募集します。

■募集期間 12月16日(月)～令和2年1月10日(金)必着

■閲覧場所 イーストピアみやこ1階 正面玄関横、各総合事務所・出張所、中央公民館分館、市民文化会館、市立図書館、勤労青少年ホーム、男女共生推進センター(フラットピアみやこ)、総合福祉センター、市民総合体育館、田老公民館、田老診療所、新里生涯学習センター(玄翁館)、新里診療所
※市のホームページ(☎https://www.city.miyako.iwate.jp/kikaku/sougoukeika_ku_pc.html)でも閲覧出来ます

■提出方法 任意の様式に住所、氏名(団体名)、電話番号を記入のうえ、閲覧場所に備え付けの提言箱に入れるか、郵送、ファクス、電子メールのいずれかで提出

■提出意見の取り扱い 計画策定の参考にします。また、意見概要とこれに対する回答を公表します。

■提出先・問い合わせ先 市企画課 企画調整係(市役所4階、〒027-8501(住所不要)、☎68-9064、FAX63-9114、✉kikaku@city.miyako.iwate.jp)

就学援助(新入学用品費)の 入学前支給のご案内

市学校教育課

令和2年4月に市内の小・中学校に入学する児童生徒の保護者のう

ち、収入金額などが就学援助の要件に該当する人に、就学援助の新入学用品費を入学前に支給します。支給時期は入学前(3月)です。12月中にチラシを送付します。

■問い合わせ 市学校教育課学校教育係(☎68-9116)

防災行政無線の放送内容を メールでお知らせします

市危機管理課

市では、12月15日(日)から、防災行政無線で放送した内容(火災情報を除く)を「いわてモバイルメール」で配信します。メールの受信を希望する人は、市ホームページ(☎<https://www.city.miyako.iwate.jp/kikikanri/musen>)



年末年始の主な公共施設の休業・休館日について

市役所の業務は、12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで休みます。出生・死亡など戸籍に関する届け出は当直の職員が受け付けます。

(休は休業日または休館日)

施設名	12月							1月				
	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
市役所、各総合事務所、各出張所、各保健センター			休	休	休	休	休	休	休	休	休	
イーストピアみやこ			■	休	休	休	休	休	休			
休日急患診療所	休	休	休		休	休				休		
田老診療所、新里診療所、川井診療所、川井歯科診療所			休	休	休	休	休	休	休	休	休	
中央公民館分館、千徳・山口・宮町・重茂・崎山・花輪・磯鶏・津軽石・鉾ヶ崎・田老・小田代・末前・畑の各公民館	●	◎		休	休	休	休	休	休			
市立図書館・各分室			休	休	休	休	休	休	休			
新里生涯学習センター、川井生涯学習センター、北上山地民俗資料館			休	休	休	休	休	休	休			
市民文化会館			休	休	休	休	休	休	休			
崎山貝塚縄文の森ミュージアム			休	休	休	休	休	休	休			
市民総合体育館			休	休	休	休	休	休	休			
姉ヶ崎サン・スポーツランド			休	休	休	休	休	休	休	休	★	
フラットピアみやこ/勤労青少年ホーム			休	休	休	休	休	休	休			
シートピアなあと						▲	休					
みやこ斎苑							休					
小田代山荘			休	休	休	休	休	休	休			
安庭山荘												
県立水産科学館			休	休	休	休	休	休	休	休	休	

■イーストピアみやこ…12月28日(土)は午後6時で閉館

●磯鶏公民館…12月26日(木)休館(木曜日は定期休館日)

◎鉾ヶ崎公民館…12月27日(金)休館(金曜日は定期休館日)

★姉ヶ崎サン・スポーツランド…1月5日(日)にプール開き式あり(9ㄱ参照)

▲シートピアなあと…12月31日(火)は午後2時で閉館

※中央公民館は台風19号の被災により当分の間休館となります。



年末年始のごみ収集などについて

問い合わせ 【収集】市環境生活課ささいなまち推進室（☎64-6488）
【持ち込み】宮古地区広域行政組合施設課（☎64-7111）

■令和2年1月1日(水)～3日(金)はごみの収集は行いません

12月31日(火)までは通常通りの日程で
ごみを収集します(右の【表1】参照)。
また、ごみの持ち込みと、し尿のく
み取りも、右の【表1】のとおりお休
みしますので、ご注意ください。

【注意】 年末年始の小山田のごみ処
理場は混雑が予想されます。ごみを
持ち込む場合、ごみはあらかじめ分
別しておき、時間に余裕を持って搬
入してください。
搬入時間は、午前が8時30分～正
午、午後が1時～4時30分です。

【表1】年末年始のごみ収集、ごみの持ち込み、し尿のくみ取りの稼働状況

区分	地域	12月				1月				
		28 土	29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日
ごみ 収集	宮古		休			休	休	休		休
	田老		休			休	休	休		休
	新里		休			休	休	休		休
	川井		休			休	休	休		休
ごみの持ち込み			休			休	休	休		休
し尿のくみ取り			休			休	休	休		休

※ 休 はごみの収集がない日
休 はごみの持ち込みができない日・し尿くみ取り依頼ができない日

■1月1日(水)～3日(金)に収集日が重なっている一部の地域では代替収集を実施します

正月(三が日)にごみ収集日が重なっている地区
の一部では、別の日に代わりの収集日を設ける「代
替収集」を行います。代替収集を行う地区や代替収
集日は下記【表2】の通りです。

【注意】 代替収集日は通常の収集時間と異なりま
す。代替収集日にごみを出す場合は、必ず収集日
当日の午前8時までに、集積場に出してください。

【表2】正月(三が日)にごみ収集日が重なっている地区のうちで代替収集を行う地区とその収集日

地域	通常収集日	地区および収集物の種類	代替収集日
宮古	1月1日(水)	燃やせるごみ(毎週水曜日収集の地区)	1月4日(土)に代替収集をします
	1月1日(水)	燃やせないごみ(毎月第1水曜日収集の地区)	1月4日(土)に代替収集をします
田老	1月1日(水)	摂待、摂待和野、畑、水沢の「燃やせないごみ」	1月4日(土)に代替収集をします
	1月1日(水)	青倉、青野滝、重津部、小田代、小堀内、新田、摂待、水沢、養呂地、グリーンピア三陸みやこの「缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、瓶」	1月11日(土)に代替収集をします
	1月2日(木)	青野滝、重津部、新田の「缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、瓶」	1月11日(土)に代替収集をします
	1月2日(木)	青野滝、重津部、和野、新田の「紙製容器包装、白色トレイ、有害ごみ・缶」	1月14日(火)に代替収集をします
	1月3日(金)	摂待和野、畑の「燃やせるごみ」	1月7日(火)に代替収集をします
	1月3日(金)	小堀内、摂待、水沢、グリーンピア三陸みやこの「紙製容器包装、白色トレイ、有害ごみ、缶」	1月7日(火)に代替収集をします
新里	1月1日(水)	和井内の「燃やせないごみ」	1月4日(土)に代替収集をします
	1月1日(水)	和井内の「缶、瓶、ペットボトル」	1月4日(土)に代替収集をします
	1月2日(木)	和井内の「新聞、雑誌、段ボール、紙パック」	1月4日(土)に代替収集をします
川井	1月1日(水)	門馬の「燃やせるごみ」	12月30日(月)に代替収集をします
	1月1日(水)	川井の「粗大ごみ」	1月6日(月)に代替収集をします
	1月2日(木)	江繋、小国、川井の一部の「燃やせるごみ」	12月31日(火)に代替収集をします
	1月3日(金)	川井の「缶、ペットボトル」	12月31日(火)に代替収集をします